

政策支援融資（京都市企業立地促進資金）制度要綱

1 目 的

中小企業者に対し、京都市内に本社、工場、開発拠点又は研究所（以下「工場等」という。）を新・増設（以下「建設」という。）するのに必要な資金を長期・低利で融通し、企業の発展と企業立地の促進を図ることを目的とする。

2 融資対象者

製造業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を営む中小企業者で、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、同一事業を1年以上営むもの。

3 融資対象資金

工場等を建設する資金（工場等の建設に必要な用地取得資金、機械設備取得資金又は工場等の買取資金及び買取に伴う改築・改装資金を含む）。ただし、用地取得、機械設備取得又は改築・改装のみの資金は対象としない。

4 融 資 条 件

- (1) 融 資 限 度 額 1 企業 5 億円以内
- (2) 融 資 利 率 金融機関所定利率
- (3) 融 資 期 間 1 5 年以内
- (4) 返 済 方 法 原則として元金均等月賦返済（必要により1年以内の据置期間を認める。）
- (5) 保証人・担保 原則として保証協会の保証付きとし、保証人・担保の取扱いについては保証協会の定めるところによる。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西アーバン銀行 福邦銀行
京都信用金庫 京都中央信用金庫
近畿産業信用組合 京滋信用組合 三菱東京UFJ銀行 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談・受付

この制度による融資の相談及び受付機関は、取扱金融機関の本・支店とする。

ただし、相談については、京都市産業観光局企業立地推進担当（以下「企業立地推進担当」という。）、京都商工会議所中小企業経営支援センターにおいても対応することとし、この制度の内容、手続き等を説明する。

(2) 提出書類

融資の申込みをしようとするものは、企業立地推進担当に対し適格通知書交付申請書（様式1）を提出して交付された適格通知書（様式2）及び次の書類を上記5の受付場所に提出しなければならない。

ア 融資申込書（様式3）

イ 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定）

ウ 試算表

エ 許認可等を要するものにあつてはその許認可書等の写し

オ 市民税の領収書又は納税証明書

- カ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し
- キ 土地売買契約書、登記簿謄本、見積書、カタログ
- ク 建築確認通知書、平面図、配置図
- ケ その他受付機関及び保証協会が必要と認めた書類

7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、受け付けた融資申込書及び提出書類の内容を審査し、必要により保証協会と協議し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・保証付与

保証協会は、取扱金融機関から受けた保証依頼について保証の可否を審査し、必要により取扱金融機関と協議し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 取扱金融機関による融資実行及び報告

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行し、かつ申込書兼貸付実行報告書（様式3）により企業立地推進担当に報告する。

8 そ の 他

- (1) 市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないこと。
- (2) 工事完了後、速やかに完了届（様式4）を企業立地推進担当に提出すること。
- (3) 市外の中小企業者については、工場等の建設工事を完了した後、京都市に市民税の申告を行い、市民税の領収書の写しを企業立地推進担当に提出すること。また、法人登記手続きを速やに行い、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を企業立地推進担当に提出すること。
- (4) 市は、関係機関に対し、この制度の実施状況等についての調査・照会をすることができ、関係機関は市からの調査・照会に対して、回答するものとする。
- (5) この融資制度に違反したときは、融資資金の繰上償還を命ずることがある。
- (6) この融資制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前の京都市企業立地促進融資制度要綱に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

【様式 1】

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (本店所在地)	申請者の氏名 (会社名及び代表者名) ⑩ 電話番号
営業所所在地	申請者の業種 (取扱品目)

私は、政策支援融資（京都市企業立地促進資金）制度の利用にあたり、以下のことを誓約し、事業計画を提出しますので、適格通知書の交付を申請します。

- ① 融資決定後、速やかに対象事業を実施するとともに、対象事業完了後速やかに完了届を企業立地推進担当に提出します。
- ② 建物建設資金と用地取得資金を分けて融資を申し込む場合、用地取得資金の融資を金融機関に申し込んだ日から原則として1年以内に建物建設資金の融資を申し込みます。
- ③ 上記不履行又は建物建設資金融資が不成立の場合、本融資の取消し等が行われても異議申し上げません。

【事業計画】

1 施設用途（該当するものに☑してください。）

☐ 本 社
☐ 工 場
☐ 研 究 所
☐ 開 発 拠 点

(取扱予定品目)

2 建設予定地（用地取得の場合、各筆の敷地面積を記入してください。該当する用途地域、地区に☑してください。）

京都市
区
(
m²
)

区
(
m²
)

☐ 工業専用地域 ☐ 工業地域 ☐ 準工業地域
☐ らくなん進都地区 ☐ 横大路地区
☐ 桂イノベーションパーク地区 ☐ その他

3 資金使途（該当するものに☑してください。）

☐ 建物建設資金
☐ 用地取得資金
☐ 機械設備取得資金

☐ 工場等買取資金
☐ 改築・改修資金

4 建設計画（予定日を記入してください。）

(1)用地取得日
年 月 日

(2)建築工事着工日
年 月 日

(3)建築工事竣工日
年 月 日

(4)操 業 日
年 月 日

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長 印

適 格 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました政策支援融資（京都市企業立地促進資金）制度に係る下記の事業計画について、当該融資制度の目的等に適するものと認められますので、通知します。

記

【事業計画】

- 1 施 設 用 途
- 2 施設建設予定地
- 3 資 金 使 途

- ※ 本通知書は、当該融資の決定を保証するものではありません。融資の御利用に際しては、取扱金融機関と御相談ください。
- ※ 融資の申し込みまでに事業計画に変更がある場合、改めて通知書の交付を受けてください。
- ※ 融資の対象事業完了後、速やかに完了届を提出してください。なお、事業計画と完了届の内容が相違する場合、融資資金の繰上償還を命じる場合があります。
- ※ 用地取得資金と建物建設資金を分けて申し込む場合、用地取得資金の融資を取扱金融機関に申し込んだ日から原則として1年以内に建物建設資金の融資を申し込んでください。
また、建物建設資金の申込みの際には、改めて適格通知書の交付を受けてください。

政策支援融資（京都市企業立地促進資金）

(あて先) 京都市長

申 込 書

年 月 日

申込者の住所（本店所在地） 〒		申込者の氏名（会社名及び代表者名） 法人名フリガナ	
		印	
		代表者・個人フリガナ	
電話番号			
業 種		申込者（代表者）の生年月日 (T・S・H . .)	
今般下記により政策支援融資（京都市企業立地促進資金）を申し込みます。ついては、当社の業況等について調査審査に協力します。 なお、調査等の結果により減額、否決等の措置がとられても異議ありません。			
申込金額	千円	建物建設資金	千円
		用地取得資金	千円
		機械設備取得資金	千円
		工場等買取資金	千円
		改築・改装資金	千円

貸 付 実 行 報 告 書

年 月 日

下記のとおり実行しましたので報告します

貸付金額	千円	建物建設資金	千円
		用地取得資金	千円
		機械設備取得資金	千円
		工場等買取資金	千円
		改築・改装資金	千円
貸付期間	年 月 日から 年 月 日	か月	(うち据置 か月)
返済方法	年 月 日から 毎月 日		
	毎月の返済額	円	回
	最終月の返済額	円	回
制度融資名	☐ 政策支援融資（京都市企業立地促進資金） 2 3 0 1		
融資利率	%	京都信用保証協会の保証	有・無

取 扱
金 融 機 関(銀行・信用金庫)
(本 店 ・ 支 店)

完 了 届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
住所 (所在地)	氏名 (会社名及び代表者名) (印) 電話番号

私は、政策支援融資（京都市企業立地促進資金）により、下記の施設を建設しましたので完了届を提出します。

記

所在地	京都市 区 外 筆	
用地面積	総計 m ²	取 得 額 千円
建物面積	総計 m ²	取 得 額 千円
機械設備		取 得 額 千円
		合 計 千円

本融資借入額 千円

(注 1) この完了届は、施設の建設完了後速やかに企業立地推進担当に提出してください。

(注 2) この完了届には、融資対象事業に要した費用の領収書 (写)、建物及び土地の不動産登記簿謄本 (完了届提出者名義もの) を添付してください。